

お忘れなく!

平成26年度
補償終了

保険の広場

平成27年度の保険加入を受付中です!

平成26年度ご加入の「ボランティア活動保険」「ボランティア行事用保険」「福祉サービス総合補償」「送迎サービス補償」は、すべて平成27年3月31日で補償期間が終了します。平成27年度のご契約につきましては、現在加入申込み受付中ですので、お早めに最寄りの社会福祉協議会にてお手続きを済ませてください。

「ボランティア活動保険」のご加入について (Q&A)

Q1

ボランティア活動保険の補償期間を教えてください。また、中途加入した人の補償期間はどのようになりますか?

A1

ボランティア活動保険は毎年4月1日午前0時から翌年3月31日午後12時(24時)の1年間となります。また、途中で加入された場合も3月31日で補償は終了しますので、翌年度、4月1日からの更新手続きが必要です。

Q2

複数のボランティアグループに所属してボランティア活動をしている場合、それぞれのグループで保険に加入しなければなりませんか? また、他県でのボランティア活動でも対象になりますか?

A2

複数のボランティアグループのうち、どこか1ヶ所で加入手続きをしてください。他のグループにおける活動についても補償されます。また、他県での活動も対象になります。なお、ご加入はお1人につき1口のみとなります。複数口加入の場合でも補償は1口のみとなりますので、ご注意ください。

Q3

最寄りの社会福祉協議会で加入申込みをするようにパンフレットに記載されていますが、「最寄り」とは居住地(現住所)、勤務先、活動場所のいずれでも構わないのですか?

A3

「最寄り」とは居住地(現住所)を指しますが、勤務先や活動場所などの社会福祉協議会で会員登録などの受付が可能であれば、そこでも加入手続きはできます。事前に該当の社会福祉協議会までお問い合わせください。社会福祉協議会は、各市区町村ごとに設置されています。

Q4

災害ボランティア活動・防災ボランティア活動を主な目的とするボランティアでも加入できますか?

A4

社会福祉活動の一環として行われる災害ボランティア・防災ボランティアも加入できます。一般的な災害ボランティア活動・防災ボランティア活動(地震・噴火・津波を除きます)は、「基本タイプ」で補償されます。地震などの災害地でのボランティア活動については、余震など地震・噴火・津波によるケガも補償する「天災タイプ」をご確認ください。なお、海難救助や山岳救助などのボランティア活動は補償の対象となりません。

対象外



ボランティア活動保険等についてのお問合せは、株式会社 福祉保険サービスまでどうぞ。

TEL/03-3581-4667 FAX/03-3581-4763 URL <http://www.fukushihoken.co.jp/>

ボランティア活動保険等の補償制度は、社会福祉協議会およびその構成員・会員ならびに社会福祉協議会が運営するボランティア・市民活動センターなどに登録されているボランティア・ボランティアグループ・団体が加入対象です。